

2024年以降の新しいNISAの概要と留意点

日 本 証 券 業 協 会

2 0 2 3 年 6 月 1 6 日

1. 2024年以降の新しいNISAの概要と意義

◆ NISAの抜本的拡充・恒久化〔金融庁〕

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

令和5年度税制改正においては、これまで不十分だったと言わざるを得ない分野に大胆に資金を巡らせることにより、個人や企業、そして地域に眠るポテンシャルを最大限引き出すとのメッセージを税制において具現化した。

まず、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、**NISAの抜本的拡充・恒久化**を行う。

1. 成長と分配の好循環の実現

(1) NISAの抜本的拡充・恒久化

「**資産所得倍増プラン**」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる**環境を整備することが極めて重要**である。このような観点から、NISA制度の抜本的拡充・恒久化を行う。

【新しいNISA制度のイメージ】

(2024年1月から適用)

	年間投資枠	非課税保有期間	非課税保有限度額	口座開設期間	投資対象	対象者	現行制度との関係
つみたて投資枠	120万円	無期限化	1,800万円 (うち成長投資枠の限度額は1,200万円)	恒久化	現行のつみたてNISA対象商品と同様	18歳以上	2023年末までに現行NISA制度で投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用
併用可 成長投資枠	240万円				上場株式・投資信託等*		

※①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託等を除外

新しい制度

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間 (注1)	無期限化		無期限化
非課税保有限度額 (総枠) (注2)	1,800万円 ※ 簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
			1,200万円(内数)
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 〔 現行のつみたてNISA対象商品と同様 〕		上場株式・投資信託等 (注3) ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除く
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※ 現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

(注1)非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保

(注2)利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理

(注3)金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施

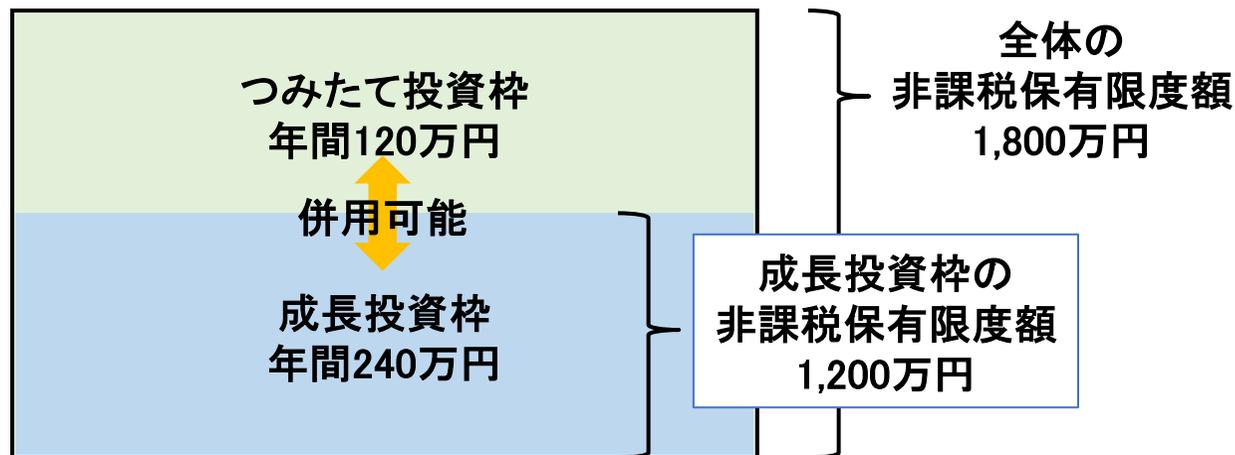
(注4)2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て

(参考) 現行制度

	つみたてNISA (2018年創設)	選択制	一般NISA (2014年創設)
年間投資枠	40万円		120万円
非課税保有期間	20年間		5年間
非課税保有限度額	800万円		600万円
口座開設期間	2023年まで		2023年まで
投資対象商品	長期の積立・分散投資 に適した一定の投資信託 (金融庁の基準を満たした投資信託に限定)		上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上		18歳以上

つみたて投資枠と成長投資枠の非課税保有限度額<イメージ>

- つみたて投資枠のみの場合、非課税保有限度額は1,800万円まで利用することができる。
利用イメージ)①年120万円投資×15年間=1,800万円
②年60万円投資×30年間=1,800万円
- 成長投資枠のみの場合、非課税保有限度額は1,200万円まで利用することができる。
利用イメージ)①年240万円投資×5年間=1,200万円
②年120万円投資×10年間=1,200万円
- 非課税保有限度額は、成長投資枠の利用分だけつみたて投資枠が少なくなる。
利用イメージ)①つみたて投資枠600万円+成長投資枠1,200万円=1,800万円
②つみたて投資枠1,200万円+成長投資枠600万円=1,800万円



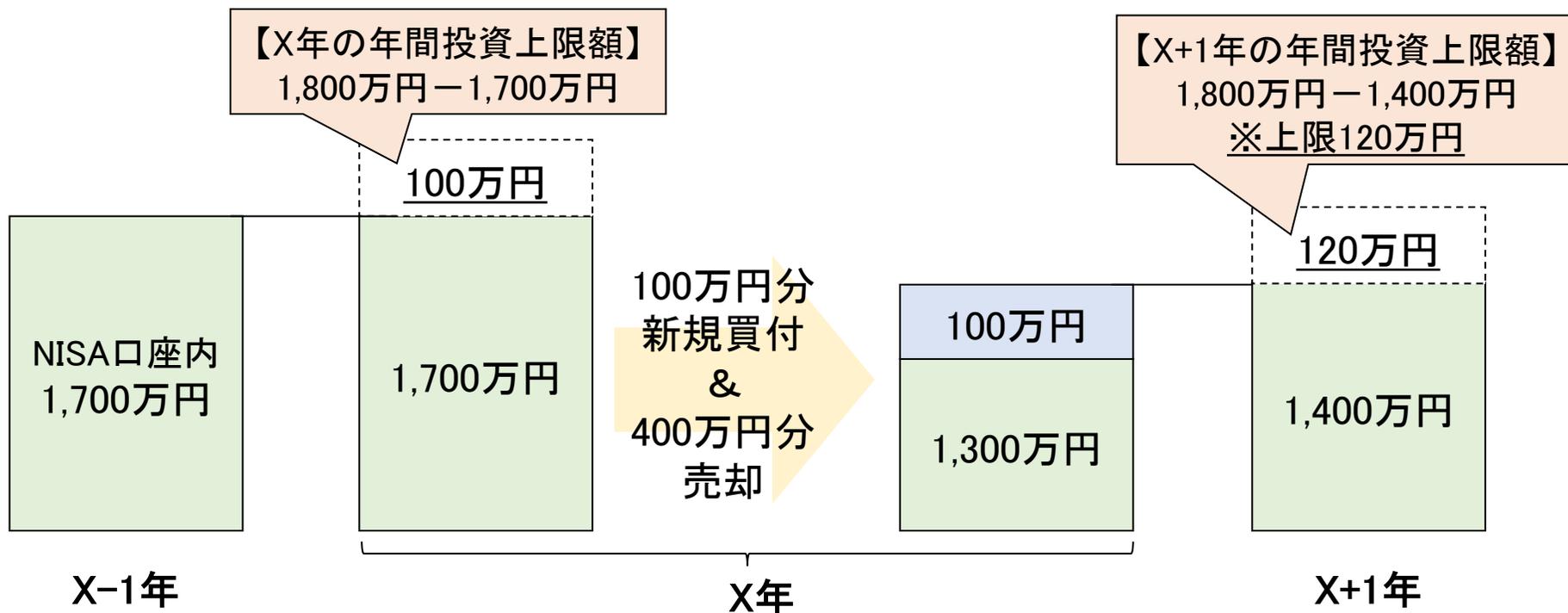
非課税保有限度額と買付額の関係について

- 非課税保有限度額は、「簿価残高方式」で管理する。
- 非課税保有限度額は、売却により枠が復活し、再利用が可能である(売却した分は翌年以降に復活)。

【つみたて投資枠の例】

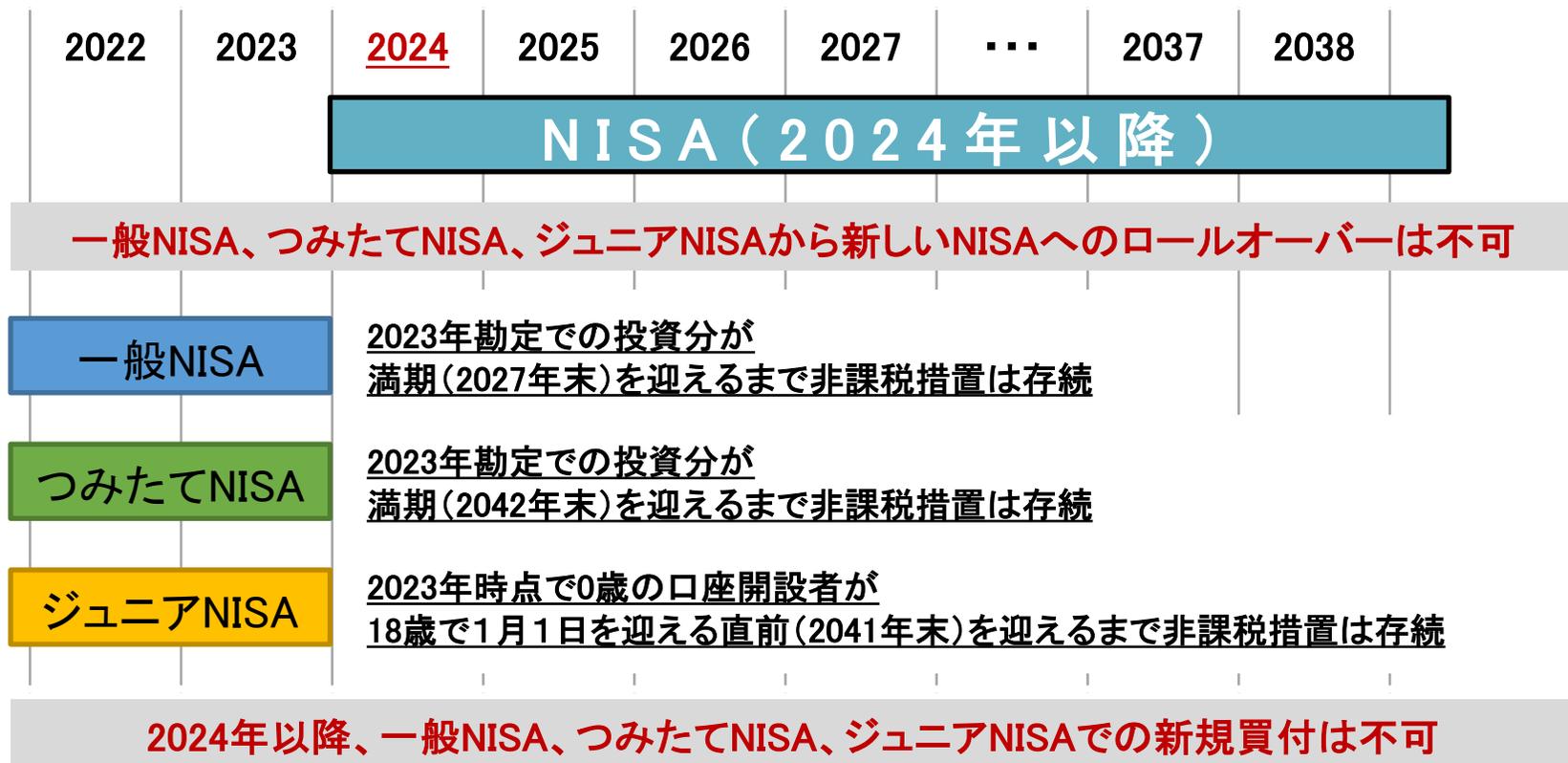
ある年の年間投資上限額 = (1,800万円 - 前年にNISA口座に受け入れている簿価)

※ただし、上限は120万円(年間投資枠)



現行NISA(2023年まで)との関係について

- 現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用する。



新しいNISAの留意事項(現行NISAと同様の取扱い)

1. NISA口座はどこで作れるか。

NISA口座は、証券会社や銀行などの金融機関で作ることができる。金融機関ごとに取り扱っている金融商品が異なり、注意が必要。上場株式やETF・REITは証券会社でのみ購入することができる。



2. NISA口座は原則1人1口座しか開設できない。

NISA口座は原則1人1口座。NISA口座を開設する金融機関の変更は1年単位でしか行えない(金融機関の変更をした場合には、複数のNISA口座を持つことになるが、買付けができるのは各年につき1つのNISA口座だけとなる)。

3. 上場株式の配当金等を非課税とするには、「証券会社で受け取る方式(株式数比例配分方式)」を選択する必要がある。

NISA口座で保有する上場株式の配当金やETF、REITの分配金を非課税で受け取るためには、証券会社で「株式数比例配分方式」を選択する必要がある。いったん「株式数比例配分方式」を選択すると、同一の証券会社や他の証券会社の特定口座や一般口座で保有されているすべての上場株式の配当金等についても、自動的に「株式数比例配分方式」が選択される。なお、株式投資信託の分配金は、受取方法を問わず非課税となる。

4. NISA口座と特定口座や一般口座との損益通算はできない。

NISA口座における配当金や売買益等は非課税となるが、その一方で売買損失はないものとされる。特定口座や一般口座で保有する他の上場株式や株式投資信託等の売買益等との損益通算はできない。

NISAの抜本的拡充・恒久化について(新旧比較)

日証協作成

	現行制度(2023年まで)	新制度(2024年以降)	効果等
制度期限 (口座開設期間)	時限措置	恒久化(期限なし)	始めるタイミングや世代に左右されない安定的で継続的な制度へ
非課税保有期間	期限あり 一般NISA 5年 つみたてNISA 20年	無期限	長期的な視点での資産形成手段の確立、長期保有へのインセンティブの強化
一般NISAと つみたてNISA	いずれか選択制	併用可 (つみたて投資枠と成長投資枠)	多様な投資、国民にとってわかりやすく、利用しやすい制度に
年間投資枠	一般NISA 120万円 つみたてNISA 40万円 ＜最大:120万円＞	成長投資枠(一般NISA) 240万円 つみたて投資枠(つみたてNISA) 120万円 ＜最大:360万円＞	一般NISAは2倍、つみたてNISAは3倍に併用すれば英国ISAを超える水準に
非課税保有限度額	一般NISA 600万円 つみたてNISA 800万円	1,800万円 (うち成長投資枠 1,200万円)	総額で2.25倍に(つみたてNISAの総額比) 一般NISAも2倍に 資産所得倍増に相応しい限度額に
売却した場合の 非課税保有限度額	復活しない	復活する	多様なライフサイクルに沿った運用が可能に

NISA制度の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について(ガイドライン)【抜粋】

本ガイドラインは、NISAを扱う金融機関の各業界団体を中心メンバーとする「NISA推進・連絡協議会」において、NISAに係る勧誘等を行う際の留意事項を取りまとめたものである。

令和5年度税制改正においては、「資産所得倍増プラン」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる環境を整備することが極めて重要であるとして、NISA制度の抜本的拡充・恒久化が行われることとなった。具体的には、若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設期間については期限を設けないこととされた。あわせて、個人のライフステージに応じて、資金に余裕があるときに短期間で集中的な投資を行うニーズにも対応できるよう、年間投資枠が拡充された。加えて、企業の成長投資につながる家計から資本市場への資金の流れを一層強力に後押しする観点から、上場株式への投資が可能な一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けることとし、一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠（「つみたて投資枠」）との併用が可能とされた。なお、NISA制度は安定的な資産形成を目的とするものであることを踏まえ、「成長投資枠」について、デリバティブ取引を用いた一定の投資信託等の商品は投資対象から除外するとともに、金融機関が顧客に対して「成長投資枠」を活用した回転売買を無理に勧誘するような行為を規制するため、監督官庁において、監督指針を改正し金融機関に対する監査及びモニタリングを強化することとされている。一般NISA及びつみたてNISAについては、2023年末で新規の口座開設及び買付が終了し、2024年から新しいNISAへと一本化されることとなった。また、ジュニアNISAについては、2023年末で新規の口座開設及び買付が終了することとなった。

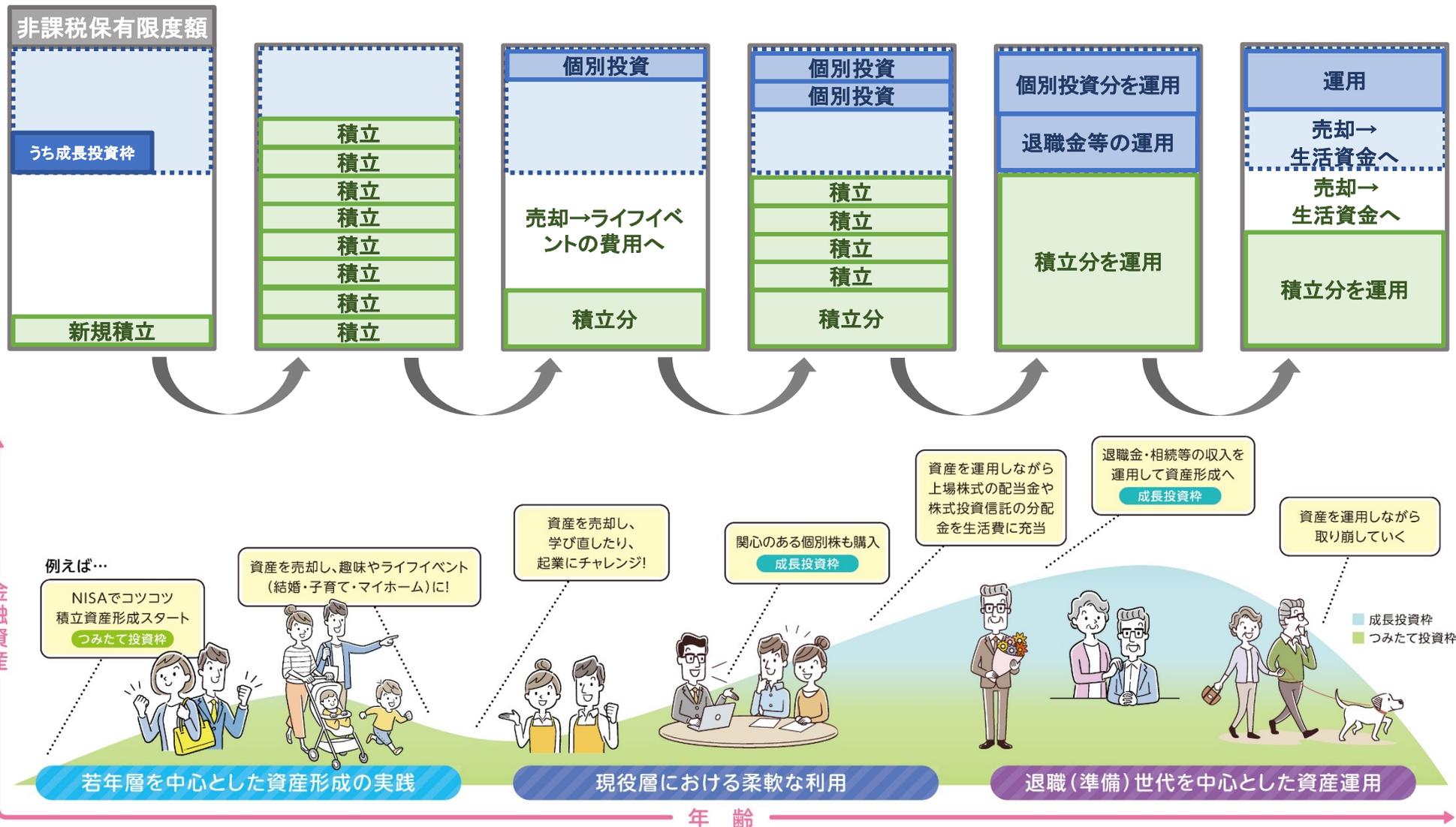
このように、金融機関等では、NISA制度の導入趣旨及び目的、今後予定されている制度改正を踏まえつつ、個人投資家の生活設計やマネープランを考慮のうえ、NISA制度の利用の提案や金融商品の提供、勧誘及び販売を行うべきである。

なお、NISA制度の導入は、投資経験の浅い層や投資経験がない層に対して、金融リテラシーの向上を促し、ライフプランに応じた資産形成の重要性を広く浸透させる貴重な機会といえる。一方で、NISA制度は投資によるリスクを伴う資産形成であることから、こうした層がNISA制度を利用するに当たって、投資に関する基本的な知識や考え方について、さまざまな機会・ツールを通じて、平易に分かりやすく伝える努力をすべきである。

2. 国民一人ひとりのライフプランに基づく 安定的な資産形成とNISAの活用方法

2024年以降のNISAの活用イメージ

■ つみたて投資枠 ■ 成長投資枠



⇒ 2024年以降のNISAは全世代・多様なライフスタイルのニーズに対応し、国民一人ひとりのライフプランに合わせた柔軟な投資が可能

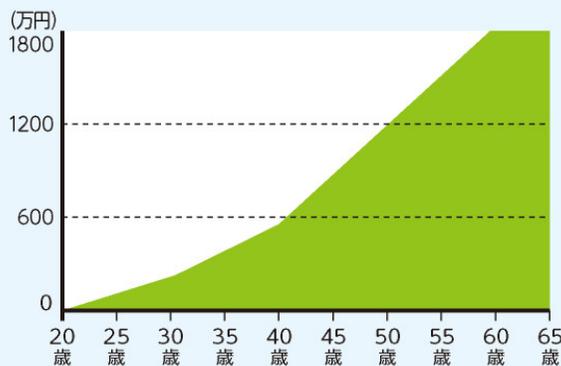
今は使うお金が多いから少しずつ、余裕が出てきたら多めに、年齢に合わせてコツコツと資産形成したい



20歳

1 20歳から月2万(年24万)円、30歳からは月3万(年36万)円、40歳からは月5万(年60万)円を60歳まで積立投資した場合

40年間(20歳～60歳)



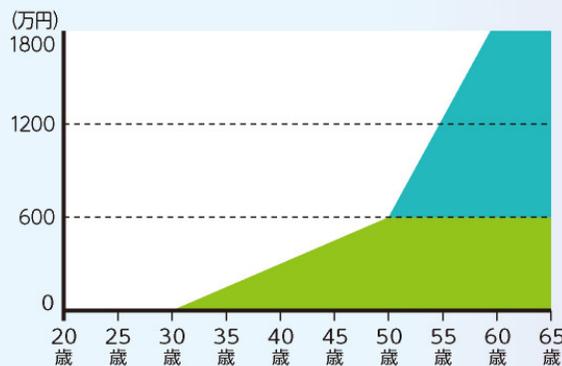
今はコツコツ定額で積み立てていって、余裕の出てる50歳くらいに上場株も買って資産形成したいな



30歳

2 30歳から月2.5万(年30万)円をつみたて投資枠で、50歳からは月10万(年120万)円を成長投資枠で60歳まで投資した場合

30年間(30歳～60歳)



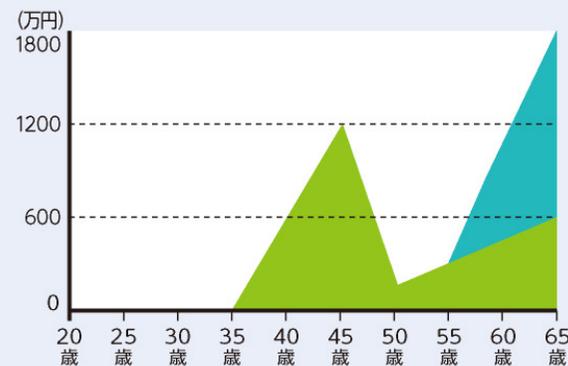
資金を貯めて、40代のうちにもう一度学校に行って学びたい! 落ち着いたたらいろんな投資にもチャレンジしたいな



35歳

3 35歳から月10万(年120万)円を45歳まで積立て、学びなおしの資金に使った後、積立投資を継続、55歳からは成長投資枠も利用した場合

30年間(35歳～65歳)



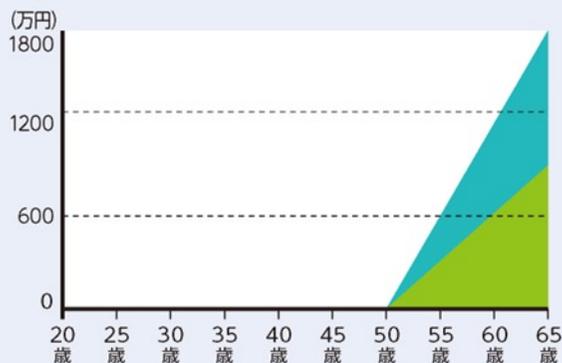
定年までに余剰資金で資産形成をしたい
上場株式も買って配当ももらっていききたいな



50歳

4 50歳から65歳まで月5万(年60万)円を積立投資、月5万(年60万)円を成長投資枠で投資した場合

15年間(50歳~65歳)



退職金で手持ちのお金が増えたから、資産形成をしたい



60歳

5 退職金等を原資に60歳から65歳まで年120万円を積立投資、年240万円を成長投資枠で投資した場合

5年間(最短)



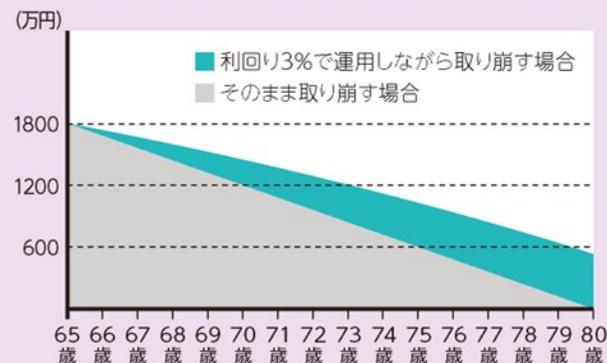
資産を長持ちさせたいから、生活資金に使いつつ資産運用も続けよう



70歳

6 65歳以降、1,800万円を毎年120万円ずつ15年間取り崩す場合

15年間(65歳~80歳)



ご清聴ありがとうございました

【 参考 】

- 日証協 NISA特設サイト <https://www.jsda.or.jp/nisa/>
- 日証協 NISAに関するQ&A等 <https://www.jsda.or.jp/anshin/oshirase/2024nisaqa.html>
- NISA制度の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について(ガイドライン)
<https://www.jsda.or.jp/anshin/oshirase/nisaryuijikou.html>
- 金融庁 NISA特設サイト <https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/index.html>